

2 消安第 4319 号
令和 2 年 12 月 28 日

三重県知事 殿

農林水産省消費・安全局長

「飼料等検査実施要領の制定について」等の一部改正について

このことについて、令和 2 年 7 月に閣議決定された「規制改革実施計画」（令和 2 年 7 月 17 日閣議決定）において、「各府省は、・・・緊急対応を行った手続だけでなく、原則として全ての見直し対象手続について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う。」こととされたことを踏まえ、押印を求める手続の見直し等のため、以下の通知の一部を別紙のとおり改正しましたので、お知らせします。

記

- ・飼料等検査実施要領の制定について（昭和 52 年 5 月 10 日付け 52 畜 B 第 793 号農林省畜産局長通知）
- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について（昭和 56 年 7 月 27 日付け 56 畜 B 第 1594 号農林水産省畜産局長、水産庁長官通知）
- ・獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について（平成 4 年 9 月 1 日付け 4 畜 A 第 2259 号農林水産省畜産局長通知）
- ・臨床研修診療施設の指定について（平成 4 年 9 月 21 日付け 4 畜 A 第 2264 号農林水産省畜産局長通知）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務に係る技術的な助言について（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 畜 A 第 728 号農林水産省畜産局長通知）
- ・医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係事務の取扱いについて（平成 12 年 3 月 31 日付け 12 畜 A 第 729 号農林水産省畜産局長通知）
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の規定に基づく立入検査等

関係事務について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1824 号農林水産省生産局長通知）

- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について（平成 13 年 3 月 30 日付け 12 生畜第 1826 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
- ・ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成 13 年 11 月 1 日付け 13 生畜第 4104 号農林水産省生産局長、水産庁長官通知）
- ・飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく動物由来たん白質及び動物性油脂の農林水産大臣の確認手続について（平成 17 年 3 月 11 日付け 16 消安第 9574 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について（平成 21 年 3 月 18 日付け 20 消安第 11157 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・国外で使用される農薬に係る飼料中の残留基準の設定及び改正に係る要請等に関する指針について（平成 22 年 2 月 2 日付け 21 消安第 11433 号農林水産省消費・安全局長通知）
- ・動物用医薬品等取締規則の一部を改正する省令の施行等について（平成 27 年 8 月 14 日付け 27 消安第 2642 号農林水産省消費・安全局長通知）